住宅性能保証制度の概要

1. 制度趣旨

新築住宅を対象として、主要構造部分及び屋根防水に係る部分について、10年間 の瑕疵担保保証を行う。

2. 制度の仕組み

住宅建設業者等は、事前に業者登録を行うとともに、個別の住宅については、建築確認後に住宅登録申請を行う。機構は、申請に基づき現場審査を行い、審査に合格した住宅を保証住宅として登録する。機構は、保証住宅について、損害保険会社と保険契約を締結する。(図1)

3. 業者登録料及び住宅登録料

	新規	更新	
業者登録料(有効期間1年)	31,500円	26,250円	

	戸建*1	共同住宅*2
住宅登録料(保証期間10年)	住宅価額×登録料率 住宅価額1,600万円の場合 : 約8万円	住棟価額×登録料率+定額 3~9階、住棟価額4億円 免責10万円の場合:約80万円

*1 戸当たりの登録料。登録料率は、業者の戸数・年数・損害率、基金コース利用の有無等により異なる。
*2 棟当たりの登録料。登録料率と定額部分は物件の規模や住棟価額、免責金額、基金コース利用の有無等により異なる。

4. 瑕疵発見時の手続きと仕組み

住宅

登録

(財)住宅保証機構

損害保険会社

保険契約

構造部等の瑕疵が見つかった場合、登録業者が現地を確認し、機構等に報告のうえ、 修補工事を行い、保険金等を請求する。機構と損保会社は、修補完了の報告を受けて、 保険金を支払う。(ただし、業者が倒産している場合は、保険金は、直接被保証者に 支払われる。)(図2)

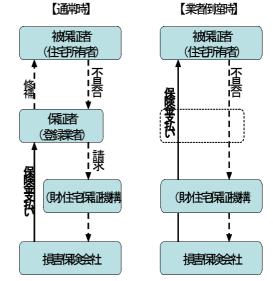
図 1 瑕疵担保保証の仕組み 住宅生産者等 (登録業者) 保証書 (住宅取得者) 業者 登録 住宅の建設等 引き渡し

住宅

検査(現場審査)

(基金の造成への補助)

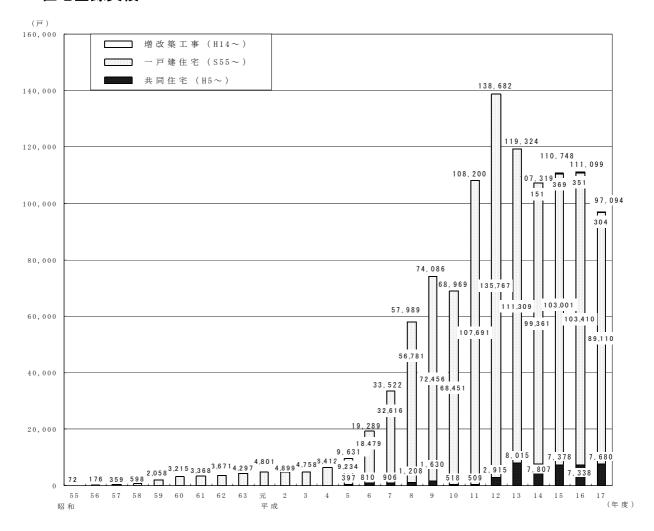
図2 瑕疵発生時のフロー (業者)



- 1 -

玉

4. 住宅登録実績



(制度活用状況)

		平成10年度	平成17年度	累計(S55~H17)
新設着工戸	i数(A)	1, 179, 536	1, 248, 807	35, 078, 462
住宅性能保	是証制度登録住宅戸数(B)	68, 969	96, 790	1, 093, 461
	うち基金利用(C)	_	53, 746	362, 410
B/A		5.8%	7.8%	3.1%
C/A			4.3%	1.0%

(参考) 民間の保証制度を含む活用状況(平成17年度)

		戸建	共同等	計
新設住宅着	膏工戸数(A)	495, 892	752, 915	1, 248, 807
住宅性能例	R証制度登録住宅戸	151, 395	9, 284	160, 679
数(B)	(財)住宅保証機構	89, 110	7,680	96, 790
	民間保証会社**	62, 285	1,604	63, 889
B/A		30.5%	1.2%	12.9%

^{※(}財)住宅保証機構以外に、同様のサービスを提供する民間保証会社が存在。

なお戸建・共同等別の集計を行っていない民間保証会社(一社)分については戸建に計上した。